（相手国等への情報提供）

第八条の二　財務大臣は、相手国等の租税に関する法令を執行する当局（以下この条において「相手国等税務当局」という。）に対し、当該相手国等との間の租税条約等に定めるところにより、その職務の遂行に資すると認められる租税に関する情報の提供を行うことができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　当該相手国等税務当局が、我が国が行う当該情報の提供に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができないと認められるとき。

二　我が国がこの条の規定により提供する情報について当該相手国等において秘密の保持が担保されていないと認められるとき。

三　我が国がこの条の規定により提供する情報が当該相手国等税務当局の職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されるおそれがあると認められるとき。

四　当該情報の提供を行うことが我が国の利益を害することとなるおそれがあると認められるとき。

五　当該相手国等から当該情報の提供の要請があつた場合にあつては、当該相手国等税務当局が当該要請に係る情報を入手するために通常用いる手段を用いなかつたと認められるとき（当該手段を用いることが著しく困難であると認められるときを除く。）。

第九条の見出し中「相手国」を「相手国等」に改め、同条第一項中「、租税条約」を「、租税条約等」に、「租税条約の相手国」を「租税条約等の相手国等」に、「相手国の」を「相手国等の」に改め、「（以下この項において「必要情報」という。）」を削り、「当該租税条約の規定に基づき当該必要情報」を「前条の規定により当該情報」に改め、同項ただし書及び各号を削る。

第十条の二の見出し中「相手国」を「相手国等」に改め、同条中「、租税条約」を「、租税条約等」に、「租税条約の相手国」を「租税条約等の相手国等」に、「相手国の」を「相手国等の」に改め、「（以下この条及び次条第一項において「必要犯則情報」という。）」を削り、「当該租税条約の規定に基づき当該必要犯則情報」を「第八条の二の規定により当該情報」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第十条の三の見出しを「（相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の臨検、捜索又は差押え）」に改め、同条第一項中「必要犯則情報が租税条約の相手国」を「同条に規定する情報が相手国等」に、「当該相手国」を「当該相手国等」に改め、同条第三項及び第四項中「相手国」を「相手国等」に改める。

第十一条（見出しを含む。）中「相手国」を「相手国等」に改める。

第十二条中「租税条約」を「租税条約等」に改める。

第十三条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

（租税特別措置法の一部改正）

第十八条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の七」を「第九条の八」に、「第七十条の十二」を「第七十条の十三」に改める。

第二条第二項第九号中「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同項第十号中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同項第十号の七中「第二条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に改め、同項第十八号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同項第二十八号中「第二条第四十号」を「第二条第三十七号」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第四章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　期限内申告書　国税通則法第十七条第二項に規定する期限内申告書をいう。

二　期限後申告書　国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

三　修正申告書　国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

第三条の三第五項中「、第八十一条の十四第一項及び第百条第一項」を「及び第八十一条の十四第一項」に改める。

第四条の四第一項中「この節」を「この章」に改め、同条第二項中「第七十六条第一項及び第二項並びに」を「第七十六条第一項から第四項まで及び」に改め、同条第三項中「信託された金額（所得税法第二条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託にあつては当該金額のうち同法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額とし、」を「信託されている金額（」に、「同法、同項及びこの節」を「所得税法及びこの章」に改める。

第五条の二第一項中「その有する次の各号に掲げるものの区分に応じ当該各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

一　当該非居住者又は外国法人が、振替国債又は振替地方債の利子につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その者の氏名又は名称及び住所（国内に居所を有する非居住者その他の財務省令で定める者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関。次号において同じ。）及び当該適格外国仲介業者が当該振替国債若しくは振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等）を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出していること。

二　当該非居住者又は外国法人が有する次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に定める要件

イ　振替国債　当該非居住者又は外国法人が、当該振替国債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その者の当該振替国債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「振替国債所有期間明細書」という。）を、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替国債の振替記載等に係る他の特定口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。イにおいて同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出していること。

ロ　振替地方債　当該非居住者又は外国法人が、当該振替地方債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その者の当該振替地方債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「振替地方債所有期間明細書」という。）を、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替地方債の振替記載等に係る他の特定口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この号において同じ。）及び当該利子の支払をする者を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等並びに当該利子の支払をする者を経由して当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出していること。